

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、課程認定における情報を公開いたします。

#### 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること

本学の建学の精神である「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」という理念の礎に、学校保健活動の目的を達成できる養護教諭の養成に努めています。学校保健活動の目的は、「児童生徒等の健康の保持増進を図ること」「集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと」「自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成すること」など学校における保健管理と保健教育であり、その為に必要な知識や技術の習得について、看護学部の学位プログラムにそって実施しています。

- 1) 医療人底力教育科目を配置し、看護専門職者としての基礎知識・技術・資質・教養を養う。
- 2) 人が生涯発達し続ける存在であることや人間と環境と健康のつながりを理解する科目を配置し、人を全人的に理解する能力を養う。
- 3) 「基礎看護」「臨床看護」「広域看護」「統合」の 4 領域の看護専門科目を配置し、講義・演習・実習を有機的に連動させた教育を行う。
- 4) 外国語コミュニケーションや国際看護の科目を配置し、多様化する社会のニーズや地域の国際化に対応できる能力を養う。
- 5) 情報リテラシーや保健情報統計科目を配置し、データを科学的に分析することや情報通信技術（ICT）を活用することができる基礎的能力を養う。
- 6) 看護倫理の科目を配置し、看護実践の学修を通して高い倫理観を育成する。
- 7) 看護の課題を探究する科目を配置し、知的好奇心を育み、生涯にわたり学び続ける姿勢を形成する。
- 8) 保健・医療・福祉システムや多職種連携・協働を理解する科目を配置し、チーム医療の一員として看護の役割を果たす能力を育成する。
- 9) 学生参加型の主体的・探究的・実践的教育方法を主として、論理的思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力を養う。
- 10) 学力試験・実技試験・総合的な実践力評価等、多様で適切な評価方法を用いて評価する。
- 11) さまざまな教育段階で、学生の授業評価や教員の自己評価の機会をもち、教育改善に生かす。